平成２８年（フ）第１０７０号
京都市中京区神泉苑通姉小路下る瓦師町70番地　エステート三条ビル　303
債務者　冨田佳公子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０８１号
京都市右京区山ノ内北ノ口町19番地３　ハイツ石原403
債務者　齊藤　正次
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０８３号
京都市中京区西ノ京左馬寮町１番地、住民票上の住所京都市上京区芦山寺通大宮西入中社町353番地
債務者　立木　　忠
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７６８号
大阪府富田林市甲田２丁目３番21―402号
債務者　神田晃伸こと　姜　　晃伸
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８０６号
大阪府藤井寺市津堂１丁目２番69号
債務者　大城　秀子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８０７号
大阪府藤井寺市小山４丁目16番30号
債務者　大城　康子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９０６号
大阪府高石市東羽衣７丁目６番14号
債務者　梶本　博文
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６９号
山口県光市浅江５丁目４番24号、前住所山口県光市島田２丁目４番25号
債務者　笠井　和子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第４５０９号
大阪市淀川区東三国１丁目25番12号
債務者　大妻　勇希
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６１２号
大阪府門真市下馬伏町６番１－４Ｆ号
債務者　佐々木正彦
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６９０号
大阪府寝屋川市大利町22番22号（305号）
債務者　初村　晋哉
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８０８号
大阪府大東市朋来２丁目29番1101号
債務者　里井　　武
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８２９４号
東京都世田谷区豪徳寺１丁目４－７－203
債務者　川合　秀夫
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２９６号
埼玉県朝霞市溝沼７丁目６－16－709
債務者　成海　仁美
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２９８号
東京都北区豊島５丁目４－１－505
債務者　大松美千代
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３０１号
東京都練馬区光が丘２丁目７－５－1113
債務者　岩崎　真也
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部